

## 一般財団法人 にいがた住宅センター 適合証明手数料規則

(目的)

**第1条** この規則は、一般財団法人にいがた住宅センター（以下「センター」という。）が別に定める適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づく適合証明業務を行うにあたって必要な手数料の額を定めるものとする。

(設計検査に関する手数料)

**第2条** 業務規程第7条に規定する設計検査の手数料の額は、設計検査申請1件につき、次の表に掲げる額とする。

(税込)

住宅の種類	当該住宅について建築基準法の確認申請又は、住宅性能評価申請をセンターに行ったか又は同時に行う場合	左記以外の場合
一戸建て等の住宅		
フラット35（財形・積立） フラット35S 金利Bプラン ①下記を証する書類を添付 ・基準適合住宅（建築物省エネ法） ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書B ・グリーン住宅ポイント対象住宅証明書 ※②BELS評価書を活用した一次エネルギー消費量等級4	3,300円	5,500円
フラット35S 金利Aプラン ①下記いずれかを証する書類を添付 ・住宅事業建築主基準に適合 ・認定低炭素住宅 ・長期優良住宅 ・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法） ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書A ※②BELS評価書を活用した一次エネルギー消費量等級5		
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐震性能、一次エネルギー消費量等級を含まない場合	6,600円	8,800円
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐震性能、一次エネルギー消費量等級を含む場合	18,700円	20,900円
共同建て(分譲住宅) (一般・一括申請) (フラット35・財形・積立・フラット35登録マンション)	50戸以下 50戸超 100戸以下 100戸超 200戸以下 200戸超	69,300円 138,600円 207,900円 277,200円
共同建て(分譲住宅) (一般・一括申請) [フラット35S(優良住宅)]	50戸以下 50戸超 100戸以下 100戸超 200戸以下 200戸超	103,950円 207,900円 311,300円 415,800円
賃貸住宅 (一括申請) (高齢者向け住宅・省エネ住宅・まちづくり)	10戸以下 10戸超 20戸以下 20戸超 30戸以下 30戸超	13,860円 20,790円 27,720円 69,300円

(注1) 上記表において「財形」は「財形住宅融資」を、「積立」は「積立者向け融資」を表し、以下において同じ。

(注2) 上記表において「高齢者向け住宅」は、「サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資」を、「省エネ住宅」は、「省エネ賃貸住宅融資」を、「まちづくり」は「まちづくり融資」を表し、以下において同じ。

(注3) 上記表における※印の手数料は、法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務料金規則の別表2 併用申請2の評価料金と併せて適用することはできません。

(注4) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書A及びBは下表の判定基準が適用されたものを表す。

次世代住宅ポイント対象住宅証明書の別	適用された判定基準
次世代住宅ポイント対象住宅証明書B	断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2、免震建築物、高齢者等配慮対策等級3、劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上
次世代住宅ポイント対象住宅証明書A	一次エネルギー消費量等級5、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3、高齢者等配慮対策等級4、高齢者等配慮対策等級5、

(中間現場検査に関する手数料)

**第3条** 業務規程第18条に規定する中間現場検査の手数料の額は、中間現場検査申請1件につき、次の表に掲げる額とする。

(税込)

住宅の種類	手数料
一戸建て等の住宅 フラット35(財形・積立) フラット35S 金利Bプラン 下記を証する書類を添付 ・基準適合住宅(建築物省エネ法) ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書B ・グリーン住宅ポイント対象住宅証明書 フラット35S 金利Aプラン 下記いずれかを証する書類を添付 ・住宅事業建築主基準に適合 ・認定低炭素住宅 ・長期優良住宅 ・性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法) ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書A	10,450円
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐震性能、一次エネルギー消費量等級を含まない場合	15,950円
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐震性能、一次エネルギー消費量等級を含む場合	20,900円

(注) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書A及びBは第2条(注4)に準ずる。

(竣工現場検査に関する手数料)

第4条 業務規程第23条に規定する竣工現場検査の手数料の額は、竣工現場検査申請1件につき、次の表に掲げる額とする。

(税込)

住宅の種類	建築基準法の完了検査又は、住宅性能評価申請と同時に当該申請を行う場合	左記以外の場合
一戸建て等の住宅	3,300円	12,100円
フラット35(財形・積立) フラット35S 金利Bプラン 下記を証する書類を添付 ・基準適合住宅(建築物省エネ法) ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書B ・グリーン住宅ポイント対象住宅証明書		
フラット35S 金利Aプラン 下記いずれかを証する書類を添付 ・住宅事業建築主基準に適合 ・認定低炭素住宅 ・長期優良住宅 ・性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法) ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書A		
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐震性能、一次エネルギー消費量等級を含まない場合	15,950円	18,150円
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐震性能、一次エネルギー消費量等級を含む場合		
住宅の種類	建築基準法の完了検査又は、住宅性能評価申請と同時に当該申請を行う場合	左記以外の場合
共同建て(分譲住宅) (一般申請) (フラット35・財形・積立)	検査対象戸数×6,930円 (フラット35・財形)	13,860円+検査対象戸数×6,930円
フラット35S (優良住宅)	検査対象戸数×9,240円	13,860円+検査対象戸数×9,240円
共同建て(分譲住宅) (一括申請) (フラット35登録マンション)	50戸以下 83,160円 50戸超100戸以下 152,460円 100戸超200戸以下 234,740円 200戸超 332,640円	50戸以下 97,020円 50戸超100戸以下 166,320円 100戸超200戸以下 248,600円 200戸超 346,500円
フラット35S (優良住宅)	50戸以下 101,640円 50戸超100戸以下 182,490円 100戸超200戸以下 286,440円 200戸超 401,940円	50戸以下 115,500円 50戸超100戸以下 196,350円 100戸超200戸以下 300,300円 200戸超 415,800円
賃貸住宅(一括申請) (高齢者向け住宅・省エネ住宅・まちづくり)	10戸以下 27,720円 10戸超20戸以下 41,580円 20戸超30戸以下 55,440円 30戸超 97,020円	
一戸建ての住宅・竣工物件 (フラット35, 財形)	—	49,500円

(注) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書A及びBは第2条(注4)に準ずる。

(中古住宅の物件調査・適合証明に関する手数料)

**第5条** 業務規程第27条に規定する既存住宅に係る物件調査・適合証明申請の手数料の額は、申請1件につき次の表に掲げる額とする。

表1 一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅、共同住宅(2階建て以下) (税込)

住宅の種類	手 数 料	
		耐震評価が必要な住宅
中古住宅 (フラット35・財形・積立)	14,300円+戸数×16,500円	14,300円+戸数×30,800円
中古住宅 (積立(25年償還型))	13,200円+戸数×11,000円	13,200円+戸数×25,300円

(注1) 耐震評価が必要な住宅は、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物、又は建築確認日が不明の場合で新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の建築物。

(注2) 「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

表2 共同住宅(3階建て以上) (税込)

住宅の種類	手 数 料	
		耐震評価が必要な住宅
中古住宅 (フラット35・財形・積立)	19,800円+戸数×22,000円	19,800円+戸数×36,300円

(注1) 耐震評価が必要な住宅は、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物、又は建築確認日が不明の場合で新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の建築物。

(注2) 「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

(リフォーム工事の適合証明に関する手数料)

**第6条** 業務規程第27条に規定するリフォーム工事に係る適合証明申請の手数料の額は、申請1件につき次の表に掲げる額とする。

(税込)

工事の種類	手 数 料	
	耐震リフォーム以外	耐震リフォーム
リフォーム工事(1戸建て等住宅) (耐震リフォーム・バリアフリーリフォーム・財形・積立)	31,900円	36,300円
リフォーム工事(共同建て住宅) (耐震リフォーム・バリアフリーリフォーム・財形・積立)	34,100円	38,500円

(フラット 35 リノベの適合証明に関する手数料)

**第7条** 業務規程第27条に規定するフラット 35 リノベに係る物件調査・適合証明申請の手数料の額は、申請1件につき次の表に掲げる額とする。

表1 一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅、共同住宅(2階建て以下) (税込)

住宅の種類	手 数 料	
		・耐震評価が必要な住宅 ・省エネS基準を外皮計算書等で 確認が必要な住宅
事前確認	14,300円+戸数×16,500円	14,300円+戸数×30,800円
現場検査	14,300円+戸数×16,500円	14,300円+戸数×30,800円

(注1) 耐震評価が必要な住宅は、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物、又は建築確認日が不明の場合で新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の建築物。

(注2)「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

表2 共同住宅(3階建て以上) (税込)

住宅の種類	手 数 料	
		・耐震評価が必要な住宅 ・省エネS基準を外皮計算書等で 確認が必要な住宅
事前確認	19,800円+戸数×22,000円	19,800円+戸数×36,300円
現場検査	19,800円+戸数×22,000円	19,800円+戸数×36,300円

(注1) 耐震評価が必要な住宅は、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物、又は建築確認日が不明の場合で新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の建築物。

(注2)「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

(住宅融資保険の物件調査・適合証明に関する手数料)

**第8条** 業務規程第27条に規定する住宅融資保険に係る物件調査・適合証明申請の手数料の額は、申請1件につき次の表に掲げる額とする。

(税込)

住宅の種類	手数料
一戸建て住宅、 連続建て住宅、 重ね建て住宅、 共同住宅(2階建て以下)	14,300円+戸数×30,800円
共同住宅(3階建て以上)	19,800円+戸数×36,300円

(注) 「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

**附 則**

この規則は平成15年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成16年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成17年1月4日から施行する。

**附 則**

この規則は平成17年9月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成20年6月20日から施行する。

**附 則**

この規則は平成22年6月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成25年2月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成27年5月29日から施行する。

**附 則**

この規則は平成28年1月14日から施行する。

**附 則**

この規則は平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成28年8月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成 29 年 12 月 4 日から施行する。

**附 則**

この規則は平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

**附 則**

この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は令和 3 年 5 月 28 日から施行する。